金融商品取引業者の登録取消し処分の公告

金融商品取引法第52条第１項の規定に基づき、次のとおり同法第29条の金融商品取引業者の登録を取り消したので、同法第54条の２の規定により公告する。

記

１．商号　ジースリー株式会社
２．本店所在地　東京都渋谷区桜丘町13番４号アロマ桜丘305号
３．登録番号　関東財務局長（金商）第1928号
４．登録年月日　平成20年６月25日
５．登録の取消年月日　平成26年７月３日

平成 26 年７月 14 日

関東財務局長　坂本　正喜

国営関川用水土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営関川用水土地改良事業（農業用用排水）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。

また、同条第７項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、国を被告として、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成 26 年７月 14 日

農林水産大臣　林　　芳正

１　縦覧に供すべき書類の名称
　国営関川用水土地改良事業計画書（農業用用排水）の写し
２　縦覧期間
　平成26年７月15日から平成26年８月12日まで
３　縦覧場所
　新潟県妙高市及び上越市各事務所

国営青蓮寺用水土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営青蓮寺用水土地改良事業（国営施設応急対策）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。

また、同条第７項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、国を被告として、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成 26 年７月 14 日

農林水産大臣　林　　芳正

１　縦覧に供すべき書類の名称
　国営青蓮寺用水土地改良事業計画書（国営施設応急対策）の写し
２　縦覧期間
　平成26年７月15日から平成26年８月12日まで
３　縦覧場所
　三重県名張市及び伊賀市各事務所

大丸用水土地改良区役員の退任及び就任の公告

東京都及び神奈川県の区域の一部を地区とし、東京都稲城市に事務所を有する大丸用水土地改良区から役員の退任及び就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項、第124条及び第136条の３の規定に基づき公告する。

平成 26 年７月 14 日

関東農政局長　末松　広行

１　退任

役職	氏名	住所
理事	原嶋　　弘	東京都稲城市矢野口1267番地
〃	川﨑　美壽	東京都稲城市押立585番地
〃	田代　昭夫	神奈川県川崎市多摩区菅３丁目２番１号
〃	大河原克己	東京都稲城市東長沼420番地
〃	山田　幹夫	東京都稲城市東長沼1992番地
〃	梅澤　　勝	東京都稲城市大丸411番地
〃	原田　公治	東京都稲城市矢野口797番地
〃	樋山　　満	神奈川県川崎市多摩区菅稲田堤２丁目５番14号
監事	塩野　清隆	東京都稲城市押立729番地
〃	小山　宏之	神奈川県川崎市多摩区菅５丁目21番15号

２　就任

役職	氏名	住所
理事	原嶋　　弘	東京都稲城市矢野口1267番地
〃	川﨑　美壽	東京都稲城市押立585番地
〃	田代　昭夫	神奈川県川崎市多摩区菅３丁目２番１号
〃	大河原克己	東京都稲城市東長沼420番地
〃	山本　和夫	東京都稲城市東長沼2008番地
〃	梅澤　　勝	東京都稲城市大丸411番地
〃	原田　公治	東京都稲城市矢野口797番地
〃	樋山　　満	神奈川県川崎市多摩区菅稲田堤２丁目５番14号
監事	塩野　清隆	東京都稲城市押立729番地
〃	小山　宏之	神奈川県川崎市多摩区菅５丁目21番15号

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年７月 14 日

東北地方整備局長　縄田　　正

１　処分をした年月日　平成26年６月23日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　大槻電設工業株式会社　大槻　博太　福島県福島市鎌田字卸町13―７　国土交通大臣許可（般特―21）第2712号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成26年６月６日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２６年（家）第３０２５号
滋賀県長浜市酢854番地
申立人　有限会社三愛グループ
代表者代表取締役　山田　明衡
本籍滋賀県米原市樋口150番地21、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所滋賀県長浜市、死亡年月日平成26年２月18日、出生の場所滋賀県彦根市、出生年月日昭和35年７月21日、職業会社員
被相続人　亡　山本　　久
滋賀県長浜市八幡東町105―１　グリーンコート201号室　小山法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小山　英則
大津家庭裁判所長浜支部

平成２６年（家）第１３０５・１３２８号
さいたま市浦和区常盤10丁目13番10号
申立人　りそな保証株式会社
代表者代表取締役　平野　秀樹
京都市北区紫野北舟岡町13番地の27
申立人　和田　良子
本籍京都市上京区芦山寺通千本東入２丁目西芦山寺町113番地、最後の住所京都市北区紫野北舟岡町13番地の27、死亡の場所京都市上京区、死亡年月日平成25年８月24日、出生の場所京都市上京区、出生年月日昭和23年５月25日、職業無職
被相続人　亡　和田　　章
事務所京都市中京区間之町通御池西南角京ビル２号館５階
相続財産管理人　弁護士　川口　直也
京都家庭裁判所

平成２６年（家）第７０４０３号
兵庫県尼崎市南武庫之荘２丁目11番10―305号
申立人　安倍順一郎
本籍大阪府豊中市大黒町３丁目20番、最後の住所大阪府豊中市大黒町３丁目20番16号、死亡の場所大阪府豊中市、死亡年月日平成24年８月17日、出生の場所大阪府堺市、出生年月日昭和16年１月20日、職業不詳
被相続人　亡　眞鍋　　進
事務所大阪市北区西天満５丁目１番３号　南森町パークビル６階
相続財産管理人　弁護士　斎藤　英樹
大阪家庭裁判所

平成２６年（家）第２２４号
兵庫県西宮市六軒町２番17―507号
申立人　菊山　隆志
本籍兵庫県神戸市灘区水道筋６丁目11番地17、最後の住所兵庫県宝塚市小林４丁目７番45―７―105号、死亡の場所兵庫県西宮市、死亡年月日平成26年４月９日、出生の場所岡山県小田郡堺村、出生年月日昭和７年４月20日、職業無職
被相続人　亡　髙木　昌子